

## 令和5年12月定例会

令和5年12月8日（金曜日）

### ◎ 出欠席議員氏名

丹 野 貞 子 議長

吉 田 芳 美 副議長

#### 出席議員（14名）

1番 安達智勇議員	2番 漆山光春議員	3番 安孫子真弥議員
4番 東海林信弘議員	5番 石垣光洋議員	6番 増川憲一議員
7番 木村章一議員	8番 佐藤修二議員	9番 鈴木英友議員
10番 林智議員	11番 奥山英幸議員	12番 吉田芳美議員
13番 丹野貞子議員	14番 細矢誓子議員	

#### 欠席議員（0名）

### ◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田川美和子 事務局 長	鈴木淳子 主 幹
須藤隆一 議事係 長	嶋田愛 主 査

### ◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副 町 長
板坂憲助 教 育 長	真木吉雄 監 査 委 員
須藤俊一 防災・危機管理監兼 総務課 長	真木秀章 防災危機管理課長
日塔俊浩 空き家対策主幹	牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課長
佐藤晃一 まちづくり推進課長	今部憲治 税務町民課長
矢作勲 健康福祉課長	池田恵子 子育て支援主幹
宇野勝 農林振興課長併 農業委員会事務局長	軽部広文 商工観光課長
土方一郎 都市整備課長	大泉正博 上下水道課長
軽部昭博 会計管理者兼 会計課 長	秋場弘昭 学校教育課長
日下部敦子 生涯学習課長	鈴木淳子 監査委員事務局長

## ◎ 議 事 日 程

令和5年12月8日（金） 午前9時開議

### 議事日程第4号

#### 日程第1 議案の審議、採決

- 議第67号 令和5年度河北町一般会計第7回補正予算について  
議第68号 令和5年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算について  
議第69号 令和5年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算について  
議第70号 河北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第71号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定について  
議第72号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議第73号 河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議第75号 河北町公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の設定について  
議第76号 河北町総合福祉センターの指定管理者の指定について  
議第77号 河北町道の駅河北の指定管理者の指定について  
議第78号 河北町どんがホールの指定管理者の指定について  
議員発議第4号 河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について

日程第2 河北町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第3 請願付託案件の常任委員長報告、採決

日程第4 議員の派遣

日程第5 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

### 追加議事日程第1号

#### 日程第1 議案の上程

- 議第79号 令和5年度河北町一般会計第8回補正予算について  
議第80号 令和5年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算について  
議第81号 令和5年度河北町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について  
議第82号 令和5年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について  
議第83号 令和5年度河北町水道事業会計第3回補正予算について  
議第84号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議第85号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議員発議第5号 地域住民の利便性が損なわれない持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書の提出について

- 議員発議第6号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について
- 日程第2 提案理由の説明
- 日程第3 議案の審議、採決
- 議第84号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第85号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第79号 令和5年度河北町一般会計第8回補正予算について
- 議第80号 令和5年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算について
- 議第81号 令和5年度河北町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について
- 議第82号 令和5年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について
- 議第83号 令和5年度河北町水道事業会計第3回補正予算について
- 議員発議第5号 地域住民の利便性が損なわれない持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書の提出について
- 議員発議第6号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について

閉 会

## ◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

## ◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は14名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の  
会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりで  
あります。

○丹野貞子議長 日程第1、議案の審議、採決を  
行います。

議第67号令和5年度河北町一般会計第7回  
補正予算についての質疑を行います。

それでは、「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） おはようございます。

それでは、私から質疑をいたします。4点  
ほどありますので、よろしく願いいたしま  
す。

まず1つは、17ページ、2款1項8目まち  
づくり推進費、地域振興総合交付金676万  
1,000円の減についてであります。同じ項目  
がもう一つありますので、コミュニティー助  
成事業交付金の90万円の減についてもお尋ね  
します。

まず、まちづくり推進費、地域振興総合交  
付金の減になった内容についてお尋ねをいた  
します。あと、コミュニティー助成事業交付  
金90万円の減についても、今年度の金額は幾  
らだったか、あと活用された内容についても  
お願いいたします。

それから、25ページ、3款2項5目児童福  
祉施設費、認定こども園改修事業補助金222  
万8,000円です。これは、説明では、来年度  
からゼロ歳児を受け入れるための施設整備と  
の説明がありましたが、受け入れるゼロ歳児  
の人数は何人ぐらいなのでしょう。

29ページ、7款1項1目商工費、商工総務費、地域産業振興費の中の地域活性化起業人負担金560万円の減額です。減額された内容についてお尋ねをいたします。

33ページ、8款4項2目都市公園費、修繕費29万7,000円、施設備品19万2,000円の修繕箇所はどちらになるのか、まずそこからお尋ねいたします。

**○丹野貞子議長** 「佐藤まちづくり推進課長」

**○佐藤晃一まちづくり推進課長** 初めに、17ページ、2款1項8目まちづくり推進費の地域振興総合交付金の減額の内容でございますけれども、こちらにつきましては、令和5年度分の交付額から令和4年度分、前年度分の交付額と実績額との差額分を足したものが実際の令和5年度の交付額になるわけですけれども、この足した額につきまして、令和4年度分につきまして419万5,000円ほどマイナスになっていると。あとは、今年度の予算額に対する令和5年度の交付額の差分がありまして、2つを足しますと676万1,000円ほどになるというものでございます。

その下のコミュニティー助成事業交付金でございますけれども、こちらにつきましては今年度の交付額が160万円で、中島地区自治会の公民館のエアコン設置に対する交付というようなこととなります。

**○丹野貞子議長** 「池田子育て支援主幹」

**○池田恵子子育て支援主幹** 25ページ、認定こども園改修事業費補助金についてのお問合せになります。

令和6年度からゼロ歳児を受け入れる人数ということで、かほくあいこども園でゼロ歳児6名の受入れを予定しています。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 29ページ、7款1項1目商工総務費中の地域産業振興費の地域活性化起業人負担金560万円の減額でございます

が、現在、昨年度より2事業所様から1名ずつ町に派遣いただいております。そのうちの1者から、こちらに派遣いただいていた職員の方が体調不良によりまして休職なさるといことで、4月から休職に入ったわけなんです。9月に会社をご退社なさるといご連絡を頂戴いたしまして、今年度新たに代わりの方ということでお話は進めておったんですが、代わりの方をご派遣できないというような状況に至りましたので、560万円の減額をさせていただいたところではございます。また、来年度におきましては現在協議中でございます。

以上です。

**○丹野貞子議長** 土方都市整備課長。

**○土方一郎都市整備課長** 32ページ、33ページ、8款4項2目の都市公園費の修繕料と施設備品ということでございます。こちらはテニス練習用コート、バスケットボールコートにするということ、ラインを修繕しなければならないということと、こちらはバスケットボールのリングの施設備品になります。場所は中央公園になります。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** ありがとうございます。

まちづくり推進地域振興総合交付金、減額というのは私はその内容を今初めて知ったんですけれども、毎年減額という金額になるのでしょうか。この地域振興総合交付金というのは、自治区の様々な地域力を高めるための事業に対する補助なので、この施策がなかなかうまく使われていないとか、そういうことを懸念するんですけれども、そのような状況をちょっとお尋ねいたします。

中島公民館は分かりました。

あと児童福祉施設費ですけれども、私、先ほど受け入れるゼロ歳児の人数のことをお尋

ねしたつもりだったんですけども、認定こども園2か所でそれをやるということでございますけれども、改めて人数と……

**○丹野貞子議長** 6名と言いました。続けてください。

**○14番（細矢誓子議員）** 失礼しました。確認しました。6人。

では、その整備内容はどのようなものなのかということをお尋ねいたします。

それから、地域産業振興費の地域活性化起業人負担金の減、分かりました。この地域活性化起業人の活動の内容というのは、割かし私たち町民にはちょっと分からない部分があるんですけども、そのような活動されている活動内容の周知みたいのはどのようにされているのかということをお尋ねいたします。都市公園は分かりました。今言った2点でお願いします。

**○丹野貞子議長** 「佐藤まちづくり推進課長」

**○佐藤晃一まちづくり推進課長** 地域振興総合交付金のことについての質問でございます。こちらにつきましては、令和5年度の予算額につきましては例年の事業費ベースを基に町のほうで少し余裕を持った形で予算額を計上しております。それに対しまして、令和5年度分の各地区からの申請がございます。この申請額に応じまして、通常は総合交付金を交付しております。ただし、実際申請があつて、その年にその事業を申請のとおり行ったか行わないかというところで実績報告をいただいております。その実績報告で、行わなかった場合は次の年の交付額から差し引いて交付することになっておりますので、今年度につきましては、令和4年度に交付した額と実績報告でいただいた額の差額が419万5,000円ほどございました。それに実際の予算額と令和5年度の交付申請額との差額が250万円ほどありましたので、676万円の減額ということに

なります。

原因としましては、コロナ禍におきまして予定していた事業ができなかったということがあつて、交付申請額と実際の実績に差が出てきていると分析しているところでございます。

**○丹野貞子議長** 「池田子育て支援主幹」

**○池田恵子子育て支援主幹** ゼロ歳児保育を始めるに当たりまして、主な改修内容としましては、現在、1歳児として利用している2部屋の間の壁を取り除いて1部屋としてゼロ・1歳児室とするということと、あと夏場の沐浴のために作業スペースを確保するため、既存のトイレを1つ取りまして、スペースを確保するという事です。そのほか、非常時にベビーカーで避難できるように、デッキテラスにコンクリートのスロープを設置するという改修工事が主な改修内容となっております。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** ご質問の活動内容の周知でございますが、地域おこし協力隊と同様に広報かほくで特集を組みまして、活動のレポートという形で報告させていただいております。さらには、年度末に町民向けに、昨年度ですと役場庁舎の1階ロビーで活動報告会というのを開催させていただいて、意見交換等もさせていただいているところでございます。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** 交付金のこと、分かりました。認定こども園の改修も分かりました。やはりゼロ歳児からの保育というのは、大変、前から町民の皆様にも希望されていた施策だと思いますので、ぜひしっかりとやっていただきたいと思っております、設備を整えて。ありがとうございます。

あと、先ほどの地域活性化起業者ですけれども、私も昨年度はホールのほう、町民ホールですか、役場の町民ホールでお聞きしましたけれども、あの時間帯であの場所での報告というのは私はちょっともったいないと思うんですよね。皆さんにもうちちょっと知っていただくにはもっと場所と日程を考えて、町民の皆様にごうこうで活動していますということはしっかり報告すべきだと思いますので、そこら辺の開催の場所と日程時間をしっかり検討していただいて、今年は皆さんがこんなふうにご一生懸命頑張っているんだという姿を町民の皆様にお知らせする努力をしていただきたいという希望を持って、私の質疑を終わります。

**○丹野貞子議長** 以上で14番細矢誓子議員の質疑を終わります。

次に、「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** 36ページ、10款5項2目体育設備費の件についてお聞きします。

今回の提案理由にも町民プール高圧受電盤が落雷により一部破損ということで、その修繕費ということで186万円とあるのですが、当時の報告でもメーターが壊れただけで使用にも支障がないということで今まで来ているとは思いますが、メーターの交換ということなのか、この金額に対してどのような感じなのか、中身を教えていただければ助かります。

**○丹野貞子議長** 「日下部生涯学習課長」

**○日下部敦子生涯学習課長** 林議員からの10款5項2目体育施設費の電気工事のことについてのお尋ねですが、今回、電気工事として186万円計上させていただいている内容としまして、当時、町民プールで火災が起きたときに報告させていただいたのは、現在メーターが動いていないと。電圧計、電流計のメーターが故障して動いていないというような報告を

させていただいたところですが、その後、そのほかの機器についても詳細に調査させていただいたところ、それに付随する設備についても修繕が必要だということで、今回このような計上になったところです。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。一応、メーターのみならず、いろいろなところを点検した結果ということなのですが、それであれば、あれから何か月かたっているわけですが、不具合等の可能性があるのであれば、止まる前にということはある、今まで止まっていないから大丈夫なのかもしれませんが、分かった時点でそういうことは早急に提案、連絡して対策を取っていただければと思うのですが、今まで延びた、日数的にかかったところは何か理由があるのでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「日下部生涯学習課長」

**○日下部敦子生涯学習課長** 実際の事故が起きたのが8月6日ということで、その時点で故障については分かっているのですが、実際どこまで影響を受けているか、どのような修繕が必要かということは時間をかけて調べる必要がありました。一番近い議会は9月の定例会だったわけですが、そこには間に合わないということで、今、一番早いタイミングの12月の定例会に提案させていただいているような状況になっております。

**○丹野貞子議長** 「10番林智議員」

**○10番（林智議員）** ありがとうございます。何事もないということで、これからはいろいろ大変だと思いますが、よろしく願います。

**○丹野貞子議長** 以上で10番林智議員の質疑を終わります。

次に、「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** おはようございます。私からは1点だけ質問させていただきます。

22ページ、民生費、3款1項2目及び4目についてであります。

2項の障がい者福祉費、こちらの補正金額が1,347万円、同じく4目の老人福祉費も2,206万5,000円ということで、結構補正額としては大きいのかなと思うんですけども、その説明を見ますと、23ページですけども、障がい者福祉費のほうの説明につきましては、大きい金額を占めているのが国庫金の返還金でありますとか、あとは扶助費、返還金ということはあるんですけども、この国庫金の返還金及び補助金というのは毎年この時期に補正予算として発生するものなんでしょうか。金額的にも大体毎年同じような金額になるのかということをお聞きしたいと思います。

あと、同じく老人福祉費につきましても、内容的に見ますと、これについては老人ホーム分ということで明鏡荘のほうへの支払い分だと思うんですけども、負担金だと思うんですけども、これも金額があるんですが、これもやはり同じように毎年この時期にこのような金額が発生すると考えてよろしいんでしょうか。その点だけ教えていただきたいと思えます。

**○丹野貞子議長** 「矢作健康福祉課長」

**○矢作勲健康福祉課長** それでは、3款1項2目、22ページ、23ページになります。最初のお尋ねですが、国庫負担金の返還金に関することですので、これは共通のお答えになるかと思えますのでまとめてお答えさせていただきますが、これに関しましては、昨年度、令和4年度の実績に基づきまして、ほぼほぼ12月のこの時期に返還金ということで計算されたものということで計上させていただくものです。ただ、金額は前の年の実績によりますので、そのときによって変わるといことになります。

あと老人福祉総務費のほうの西村山広域行

政事務組合の負担金、老人ホーム分ということで1,400万円ほどの計上がされているところではありますが、これについては、朝日町にあります明鏡荘の指定管理料の変更によりましてこの金額が示されたものでありまして、通常ですと12月に来るというものではなくて、変更されたという西村山広域行政事務組合からの通知がありましたので、こういった形で計上させていただいております。

以上でございます。

**○丹野貞子議長** 「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** ありがとうございます。分かりました。

そうすると、明鏡荘への負担金については毎年発生するものではなくて、今回、事務組合からの内容変更というか、そういうことになって発生したということで、それ以外については、負担金関係については金額こそ違うけれども、毎年、大体この時期に発生すると考えてよろしいわけですね。その辺だけ、ちょっともう一回確認させてください。

**○丹野貞子議長** 「矢作健康福祉課長」

**○矢作勲健康福祉課長** 全てが返還金については12月ということでもない場合もあります。9月にもし分かっていたら、前の年の実績として、そういったものもありますが、多いのはやはり12月期が非常に多いと思えます。

あと明鏡荘の指定管理料に関して、今回の指定管理料に係る負担金の増については、今年度だけ特殊な事情によりまして指定管理料が変わるという通知がありましたので、それについての対応でございます。今年度だけでございます。

**○丹野貞子議長** 「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** 分かりました。説明ありがとうございます。以上で終わります。

**○丹野貞子議長** 以上で9番鈴木英友議員の質疑を終わります。

次に、「8番佐藤修二議員」

**○8番（佐藤修二議員）** 1点お尋ねします。お尋ねしたい点は5点、6点あったんですが、5日の議案調査で各課を回り、皆さんから丁寧なる説明を受けましたので、中身が大体分かりましたので、その点は省きまして、1点のみ質疑させていただきます。

4ページ、債務負担行為についてであります。債務負担行為、4項目ありますが、取りあえず1つ、河北町道の駅河北指定管理業務ということで、5年間の委託料3,750万円となっております。今まで何者かがずっとやっていて、550万円という金額で指定管理をやっていたと認識しているんですが、今回はそれに200万円ほど上乗せして750万円で組んであるということなんですが、まず、それについての説明からお願いいたします。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 4ページ、債務負担行為補正の河北町道の駅河北指定管理業務の限度額3,750万円、1年当たり750万円ということのご質疑かと思いますが、これまで指定管理料ということで、これまでの指定管理者との指定管理料、大体500万円から550万円ぐらいの推移で執行していたと認識しております。このたび業務委託ということで、べに花の里振興公社に委託して7月から運営していたという経緯と、それから昨年、今年の7月まで河北町観光協会のほうにも業務委託をしていたということと、そうしたところで電気代も含めた形でいろいろと積算をさせていただいたところでございます。そういった業務実績も踏まえまして、これまで550万円という金額の中でということではございましたが、550万円では到底運営できないということも加味いたしまして、750万円という数字をはじき出させていただいたところでございます。向こう5年間、750万円の5年間ということ

で、このたび3,750万の限度額を設定させていただいたところでございます。

**○丹野貞子議長** 「8番佐藤修二議員」

**○8番（佐藤修二議員）** 要するに、従来、今まで550万円でやっていたところから200万円上がったのは、今般、電気代の高騰ということで、いろんなところの指定管理をしているところの電気代という部分をそういう形で町としては負担したという経緯の中で、この200万円上がったという部分の中にはそういう意味での電気代ということではないんですか。それをお尋ねします。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 電気代、電気料金等が上がっただけではございません。今後の運営していく中でいわゆる収入、収益を見込んだ上で積算させていただいたところでございます。全てが電気代高騰による200万円ということではございません。

**○丹野貞子議長** 「8番佐藤修二議員」

**○8番（佐藤修二議員）** そうしますと、電気代高騰だけでないということですが、もちろん電気代高騰の分が入っているということだ、これは。理解すると。担当課でなくてもいいです、全体的な物事の考えでいいです。指定管理料というのは、前から説明を受けているんですが、今回のように電気代が急激に上がったときは、それは町で負担するというふうになっているんです。だから、電気代の高騰分を5年間見るなんてのはおかしいですよ。5年間の間に電気代がどうなるか分からないです。もっと上がるかもしれない。逆に下がるかもしれない。国からの政策で下げることもあるかもしれない。でも、それを一律ですと5年間見るというのは、やはり基本的におかしいです。電気代とか、そういうので上がったときは町として負担しますとなっているわけですから、そのときそのときに応じて、

その状況に応じて負担していくというのが本来の姿なんです。今現在でこのぐらい上がっている電気代という中で積算したものを5年間ずっとそのままにいくなんてことはないですよ、これ。

ですから、指定管理料は指定管理料としての数字を出して、そして契約して、そういう変動相場的にいろんなことがあって変動が起きた、急激ないろんなことが起きたというときはそれなりの対応をするというのが本来だと私は思うんですが、基本的な指定管理料と急激な物価高やいろんなことが起きたとき町から補填していくという部分との物事の基本的な考え方がどうも私はちょっと違うんじゃないかなと、こういうふうなやり方はね。5年間ずっとこういうようにやっていくというのは。そのときそのときに応じて、指定管理料は指定管理料として幾ら、そして急激な変動によったときは、その年度その年度、いろんなこと、状況に応じた中で負担していくというのが本来の筋だと私は思うんですが、担当課じゃなくて、指定管理の基本的な物事の考えから、担当課でなくていいです。指定管理に対する町としての基本的な考え方がちょっと私は違うんじゃないかなという気がするんですが、どなたがお答えくださるのか分かりません。

じゃあもう一つ、監査委員としてはそういう予算立ての仕方をどのように思うのか、監査委員からの意見と、そして町の基本的な指定管理に対する物事の考え、私がおかしいのか、町が思慮、検討がちょっと足りなかったのか、ちょっとどこか分かりませんが、町の基本的な考えを示していただきたい。

**○丹野貞子議長** では、最初に町のほうからお願いします。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** 債務負担

行為に係ります指定管理料の積算でありますけれども、基本的には指定管理の審査の際に、業者というか、受ける側からの事業計画というものを出示していただきますので、その金額がベースになって債務負担行為を設定しますが、その事業計画を算定する際に、今現在の電気代等を加味して事業者は当然積算してもらっているという状況になっております。今の電気代が一時的なものなのかどうかというのはなかなか分かり得ませんが、想定としては今の電気代がそのまま続くのではないかとというのが当然考えられるわけですね。なので、その分を踏まえて、今回の債務負担行為の限度額の設定になっているということでもあります。

ご質問にあるとおり、この先、まだエネルギー代が上がるということも当然考えられますので、その際には当然、指定管理者の責によらないものと考えますので、そこは町のほうで当然負担しなければならないものと考えますし、エネルギー代が元に戻るようなことになれば、年度の委託契約額に指定管理の金額でまた算定をし直すということも当然あるというふうな対応になるかと思えます。

以上であります。

**○丹野貞子議長** 「真木監査委員」

**○真木吉雄監査委員** 指定管理料に関しまして、指定管理というのは、指定管理業務の実施に必要なと見込まれる経費の総額から、利用料金と収入の総額を差し引いて算定するものでございます。ですから、今話題になっています光熱費は、指定管理業務の実施に必要なと見込まれる経費の総額に入ります。指定管理には精算方式がございまして、今、光熱費、特に電気料など、高騰が見込まれるなど、社会経済情勢の大幅な変動があった場合には、町と指定管理者の協議により指定管理料を増額もしくは減額することができます。ただ、5年間

という期間については今私の立場では何とも申し上げられませんが、指定管理者の責任において行うものでない光熱費の想定できない高騰については、その都度、町と協議しながら増額または減額できるというのが一般的な考え方と思います。

以上です。

○丹野貞子議長 「8番佐藤修二議員」

○8番（佐藤修二議員） 終わります。

○丹野貞子議長 以上で8番佐藤修二議員の質疑を終わります。

次に、「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 14ページ、2款1項1目一般管理費の庁舎費の補正10万7,000円ほどありますけれども、新庁舎をより町民に役に立つ場所にするための予算であろうと思います。

ごく最近なんですけれども、町からの案内に応じて、庁舎前でレントゲン検査を受けた携帯電話を持たない80歳代の高齢者がタクシーでやって来たので、帰りにタクシーを呼ぼうと町職員にタクシーを呼んでもらいたいと頼んだら、外に公衆電話があると教えられたと。しかし、役場の周りをぐるぐる回って探したけれども、公衆電話を探せなかったということがあって、しょうがないので歩いてタクシー会社に行ったけれども、痛めていた膝が悪化して3日ぐらい寝込んでしまったというような話を聞きました。

2つの問題があるかなと。1つは、公衆電話、私も探しました。なかなか探しにくい。ありましたけれども、非常に探しにくいところにあります。これをもっと分かりやすくすべきではないか。公衆電話ですからね。さらにもう一つは、町職員は、町民がタクシーを呼んでほしいと、いろんな事情があって、めったに頼まないことだと思うので、そういうときには呼んであげるとか、そういうことを

しちゃいけないとか、何か方向性が決めてあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

次に、18ページ、2款2項2目賦課徴収費の徴税管理で、管理人を選任するということで100万円予算額を見てあります。具体的にどのように選任して100万円をかけるのかということと、賦課徴収で管理人を選任することなので、100万円をかけて、その採算性といいますか、行政であってですけども、あくまでかけるだけの中身かどうかなんていう採算性も考えて、この場合、その選任などを考えるのかどうかについてお聞きしたい。

次に、24ページ、3款2項5目認定こども園改修事業費補助で222万8,000円ありますが、先ほどの同僚議員から質疑で、かほくあいこども園で6人分のゼロ歳児保育に取り組むので、そのための改修費だということで、以前は私、何回か河北町でゼロ歳児保育、公的なところでできるようにしたらどうだということ何回か求めてもなかなかそれにできていただけない。県内で唯一、ゼロ歳児保育に取り組んでいない町だったんですが、こんなふうな時代が来たと感慨がありますけれども、それでお聞きしたいんですが、今、ゼロ歳児保育、かほくあいこども園が最初ではなくて、いろいろと取り組んでおられますけれども、各施設、既に取り組んでいるところとあと今回のところも含めて、定員が何人分なのか。それと、受け入れる月齢がそれぞれあるんですね。なので、何月からの子供を受け入れるかということについて、数字を教えてください。

それから、34ページ……

○丹野貞子議長 木村議員に申し上げます。今、認定こども園の改修費についての質疑内容なんですけれども、議案に沿って、中身がちよ

つと、補正予算についてお願いします。

**○7番（木村章一議員）** 分かりました。

この改修費がここにはかけてあるんですけども、それ以前のところにはどんな改修費用をかけてきたのかなど。この改修費が妥当かどうか判断したいので、その中身を教えてください。予算の質疑ですから、予算が妥当かどうか検討させてください。ということで、その中身を知りたい。定員とか月齢も。

34ページ、10款2項1目小学校費と10款3項1目中学校費で、小学校費では光熱水費586万3,000円の増額と、中学校費は光熱水費が338万1,000円と、燃料費、重油でしょうけれども57万円の増額補正でありますけれども、これを予算化するに当たって、地球沸騰化という非常に差し迫った状況の中で、私、以前の議会で、燃料、灯油とかではなくて、電気一式のエアコン全部入っているの、そちらを優先して使うようにしたほうがより環境に優しいことになるのではないかと申し上げました。その検討などもして、さらにその上でこういった増額補正をしているのかどうか、お聞きしたいと思います。

36ページ、10款4項5目サハトベに花費で、設計委託が238万7,000円減額であります。どんな改修工事の設計を引いたのか、どういう減額なのかについて説明を求めます。

36ページ、10款5項4目給食センター費の修繕料14万円ですが、給食センターが大分傷んでいるということですが、どんな修繕なのかについて、大改修とか改築とか、そういったことに関わりのあるような修繕なのかどうか、お聞きしておきたいと思えます。

以上についてお聞きします。

**○丹野貞子議長** 「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** お尋ね

の2款1項1目一般管理費の庁舎器具費に関わっての内容ということで、公衆電話に関わるサインの誘導がちょっと分かりづらいところにある影響もあった中でということなものですから、そこに関して、まず案内がより分かりやすくなるように工夫は進めていきたいと考えております。

あとあわせて、困った方へのタクシーのお電話する際のやり方の方向性という部分もあったわけですが、そちらに関しては、新庁舎になった中で総合窓口と総合案内という部分もありますので、そういった困った際の手助けという部分ではその辺の周知も図られるように今後一層、町民サービス向上に向けた対応を考えていきたいと思っております。

**○丹野貞子議長** 「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** 18ページ、19ページ、2款2項2目の賦課徴収費の徴税管理費の手数料の質問でございますが、具体的にということで、この手数料につきましては、税金を滞納したままお亡くなりになったのですが、相続人全員が相続放棄をしたため、うちのほうでは誰からも税金を取れないような状況になったところがございます。その場合、家庭裁判所に申立てを行いまして、相続財産を管理する相続財産清算人というものを選出してもらうために、予納金というものが必要になってきております。その予納金の金額につきましては、事前に教えてもらえませんので、大体相場として20万円から100万円だということでありますので、最高額の100万円を手数料として計上させていただいたところがございます。

採算性があるのかということですが、町でも初めての試みであります。この場合、家庭裁判所に申立てを行いまして、相続財産を管理する相続財産清算人を選出してもらい、家庭裁判所の許可を受けて、その方から相続

財産、土地と建物があるのですが、それを売却してもらい、得られた資金で税金の滞納分を回収するというものでございます。当然、その土地建物が売れば、その予納金分と税金の不足分、全額かどうか分かりませんが、その分が戻ってくるという部分で、売れなければその予納金が戻ってこないというリスクもあるのでございますが、滞納額も高額でありますし、土地も道が狭いところにあるのですが、ある程度建物もあまり古くないですし、売ればなと思って、初めての試みであります。もし売れた場合には、今後は新しい方が固定資産税をずっと払ってくれることとなりますので、町としても得策かなと思って今回やってみようということで計上させていただきました。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「池田子育て支援主幹」

**○池田恵子子育て支援主幹** 25ページ、3款2項5目認定こども園改修事業費関連でのご質疑になります。

まず、町内でのゼロ歳児の預かり状況について申し上げます。認可保育所の小規模保育事業所ということで、チャイルド第二ホーム、あとチャイルドホームのほうでは生後3か月からの預かりを行っております。ちびっこ園のほうでは、生後2か月から行っているところです。こちらのほうは、定員各6名ずつという状況です。幼稚園型認定こども園、ひかり幼稚園のほうでは、生後8か月からということで定員4名で預かりをしています。

今回のかほくあいこども園のほうでは、令和6年度からですが、生後10か月からのゼロ歳児預かりということで、定員は先ほど申し上げましたが、6名ということになります。あと、以前ですが、ひかり幼稚園のほうで幼稚園からのゼロ・1・2歳児を受け入れるということで、幼稚園型認定こども園へ移行す

るときに同じような補助金を利用して補助しているところです。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「秋場学校教育課長」

**○秋場弘昭学校教育課長** 34、35ページで、10款2項1目の小学校費の光熱水費、同じく10款3項1目中学校費の光熱水費等の増額補正を今行っているところでありますが、まず光熱水費に関してであります。物価高騰といえますか、光熱水費の中でも電気代が主なものであります。電気料金の高騰と併せて、今年の、先ほど沸騰化と言いましたが、本当に酷暑がありまして、例年ですとお盆過ぎといえますか、8月以降涼しくなることにはなるんですが、8月ないし9月についても30度を超えるようなことがありまして、特に8月、9月、例年ですと使わなくても済むエアコンなどについても稼働していたこともありまして、物価高騰と併せて使用量が多くなったところでの増額補正であります。

あと燃料費、主に重油でありますけれども、今、中学校でボイラーを使っております。いろんなもっと別なものという検討というようなことをご指摘があったわけですが、今あるボイラーをまずは使っていくと。あわせて、ボイラーが温まるまでには時間も費やすというところで、ボイラーと併せてエアコン等の空調設備等と併せて今利用しているような状況であります。

今後の検討ということでは、施設の大改修とか建て替えなどのときには改めて検討する、そのときの検討かなということでは思っておりますが、まずは今ある設備を使っていくということで考えているところであります。

36、37ページの10款5項4目の給食センター費の修繕料であります。内容的には、当初予算でも修繕あるいは工事等を必要に応じて、本当に平成元年の35年ほどたつ建物です

ので、いろんなどころに不具合等が出てきておりますので、その都度、修繕を行っているところでありますが、今回の修繕については当初の計画になかったところで冷凍庫の修繕なんです、冷凍庫のコンデンシングユニット、イメージ的にはエアコン等の室外機のようなイメージなんです、冷媒回路の修繕、あるいは冷媒のガスなどの修繕であります。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「日下部生涯学習課長」

**○日下部敦子生涯学習課長** 36、37ページ、10款4項5目社会教育施設費の中のサハトベに花費、設計委託料の減額について申し上げます。

こちらにつきましては、サハトベに花のほうに設置してありますエレベーターを今後改修したいと考えております。そのために設計の委託料を計上していたところですが、この設計に当たっては、こちらのほうで検討の結果、エレベーターメーカーの見積りによる積算により特別な設計を必要としないということが判明したため、今回、この設計業務に係る委託料を減額させていただいたところになります。

以上になります。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** 最初の公衆電話については、本当にひそかに引っ込んである、場所という1階の東・南門の出入口を出て、壁があって、その壁をぐるっと回り込んだところから3メートルぐらい中に入り込んだところに隠れているような状況で、私も一生懸命探したけれども見つからなくて、中に戻って職員から聞いて、ここですよと言われて。なので、何か目立つ看板みたいなのがぜひ必要かなと思います。今まで気がつかなかったのが残念ですが。

サービス向上という点では、状況によってはタクシーなどを呼んであげることなんかも

するよということに受け取ってよろしいかどうか、お聞きしておきます。

それから、賦課徴収費については、よっぽど考えて採算性もありそうだという判断をしているんだろうと受け止めました。

認定こども園のゼロ歳児対応の開始は分かりました。

小学校、中学校の暖房の方式についてなんですけれども、これは考え方で、9月の決算でも説明いただきましたが、灯油からのCO<sub>2</sub>発生量が小学校の場合141トンだと説明いただきましたが、これは一般家庭の100軒分近くぐらいになるんですね。中学校費の重油の136トンというCO<sub>2</sub>発生量も、一般家庭の100軒近くの発生量に相当するぐらい、石油ファンヒーターを使った場合ですね、ぐらいの量になるというものを、エアコンですから全くゼロにはもちろんならないんですけれども、せっかく高性能の暖房にも使えるエアコンを設置しているので、この際、今年度からこの冬からでもそちらに替えたらどうなるかと。どのぐらいCO<sub>2</sub>を削減できる、実際に暖房に使えるかどうかなどという検討は、冬でないという検討、実際にやって見られないということもあると思うんですけれども、そういったことをして、子供たちにも、こうするとエネルギー効率のいいものに替えるとCO<sub>2</sub>を減らせるんだよという教育的なことにもなると思うんですが、そういったことをすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

サハトベに花については分かりました。

給食センターについては、冷凍機の室外機に相当するもののユニットだということで、いよいよいろいろと傷んできているという状況と捉えていいかどうか、もう一度お聞きします。

**○丹野貞子議長** 「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** 公衆電

話につきましては、いろいろ地下の埋設物などが大屋根の下のほうにある制約もあった中で今の場所にあるわけで、ただ、配置的に非常に動線上にある部分からちょっと離れていますので、ちょっと分かりづらいというようなご指摘でございます。これにつきましては、サイン等を大屋根のほうに効果的に配置できるような部分を考えながら検討させていただきたいと思います。

あわせて電話の対応、状況によって、今、木村議員がおっしゃるとおり、総合案内窓口のほうで状況に応じた中で対応を進めたいと考えています。

**○丹野貞子議長** 「秋場学校教育課長」

**○秋場弘昭学校教育課長** 主に中学校の暖房関係になりますが、今、ボイラーを使って、重油でボイラーでということまで全館行っておりますが、それを電気に替えた場合、CO<sub>2</sub>の削減ということでは大分、数字的なところまでは今何とも言えないところではありますが、削減できるであろうことは承知しているところでもあります。ただ、現在のところ、エアコンだけで全館暖まるかということ、なかなか朝、この冬についてはなかなか暖まらないということがあって、数時間かけて初めて暖まるような状況にありますので、今は施設としては45年前の建物ではありますが、そのときから重油でボイラーを使って全館を暖めている状況にあります。

あわせて、それだけではということで、エアコンも併用して使っているところではありますが、CO<sub>2</sub>排出量、昨年度、今年についても数字的なところは押さえながら、子供たちにもそういったことが、子供にそこを話をする機会はないにしても、分かっただけのような町としての取組については重要なとは考えております。

現状は確かに寒い中ですので、まずは教育の環境、子供たちにとって勉強の環境を整えるためには、今あるボイラーによって温度管理をしていくことがまずは必要かなというところでやっているところでもあります。

あと、給食センターについての修繕ですが、冷凍庫の、今現在、コンデンシングユニットが壊れているということではなく、時々、目詰まりといいますか、ガス漏れなどの危険性もあると。老朽化もしていますので、いつどうなるか分からない状況も見られることから、今回は修繕をするという内容になっております。

以上でございます。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** 小中学校の暖房方式の検討についてもう一度お聞きしますが、教育長にお伺いします。町で予算として電気代幾ら、それから灯油代とか重油代幾らと予算を見ているという状況がありますので、そういったエアコンを中心に試してみるなどという判断は、教育委員会とか、何か予算を把握している側からの指示がないとできないのか、それとも校長の判断で試してみて、よかったらそっちに切り替えていくみたいな、ちゃんとエアコンで暖房ができるんならそちらを中心にしてみるみたいなことはできるのか、その辺の判断は誰がしていくのか。

環境問題はやらなきゃやらないでいいんですけども、やれるところはしっかりやっていくというのが大事なところだと思うんですね。この冬からその辺にトライできる環境にありますから、エアコンを全部新しく入れていけるわけですから、トライしてみるというのはぜひ必要なことじゃないかと思うんですが、誰が判断するのか、お聞きしたいと思います。どうしたいか、お聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「板坂教育長」

○板坂憲助教育長 基本的には、現場にいる校長先生が判断します。やはり一番大事なのは、先ほど来からありますように、教育的な環境、寒くない環境でベストな環境で学習をさせたい。そういった思いで、併用は、先ほど来からありますように、重油ですと暖まりが早いと。併用して、しかも議員がご指摘しているSDGsの教育の観点からもぜひ試してみたいなと思っているところです。

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第67号令和5年度河北町一般会計第7回補正予算については、原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第68号令和5年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第68号令和5年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算については、原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第69号令和5年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第69号令和5年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算については、原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第70号河北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「日塔空き家対策主幹」

○日塔俊浩空き家対策主幹 議第70号河北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

令和5年6月14日付で、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本町空き家等の管理の適正化を図るため、河北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

初めに、第5条の改正からご説明申し上げます。第5条は、第10条の追加による条ずれと、特措法改正に合わせた条ずれの反映でございます。あわせて、第10条第3項を追加するものでございます。

第10条第1項は、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態と認められる空き家等を管理不全空家等と位置づけ、所有者等に対して指導を行うために追加するものでございます。

第10条第2項は、同条第1項の指導をした場合において、当該管理不全空家等の状況が改善されない場合に、必要な措置について所有者等に対して勧告を行うために追加するものでございます。

第10条第3項は、同条第2項の勧告をしようとするときは、当該空き家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、河北町空き家等対策協議会から意見聴取についての追加をするものでございます。

第10条の2第1項は、見出しの改正と第10条の追加による条ずれ、及び特措法改正に合わせた条ずれの反映でございます。

第10条の2第3項は、特措法改正に合わせた条ずれの反映であります。第1条は、見出しの改正及び特措法改正に合わせた条ずれの反映でございます。

第13条第1項は、特措法改正に合わせた条ずれの反映でございます。

第13条第2項は、第10条の追加による条ずれの反映でございます。

第14条第1項は、第10条の追加による条ずれと、特措法改正に合わせた略称及び文言の追加の反映であります。

第14条第2項は、第10条の追加による条ずれの反映でございます。

附則として、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行日と同

日を施行日と定めるものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(7番の通告あり)

確認いたします。7番木村章一議員ですね。

それでは、「7番木村章一議員」

**○7番(木村章一議員)** 議第70号に質疑します。

管理不全空家というものが追加されるということでもあります。それで改めて説明願いたいんですが、特定空家というのはざっくり分かりやすく言ってどういうもので、管理不全空家というのはどういうものかということの説明願って、さらに河北町として何を指してどのように具体化されるか、説明を求めます。

**○丹野貞子議長** 「日塔空き家対策主幹」

**○日塔俊浩空き家対策主幹** それでは、特定空家と管理不全空家の中身、意味の用語のご説明をさせていただきたいと思えます。

特定空家とは、まず4つほど内容というか、その説明についてでございますけれども、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、また2つ目としては著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3つ目が適正な管理が行われていないことによる著しく景観を損なっている状態、その他、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家をいう。この状態が特定空家というものでございます。

管理不全空家というものでございますけれども、放置すれば特定空家になってしまう。その前の段階ということになりますけれども、放置すれば特定空家になってしまうような空き家を管理不全空家というような定義づけをしているところでございます。

この法律、大きなところで、あくまでも空

き家につきましては所有者等の財産ということになりますので、その管理について、旧法については管理してくださいねという状況だったんですけれども、今回の改正に当たっては、国、県、町などが行う施策についても協力してくださいというような所有者の責務についても強く言われております。

そのような中で、空き家については、できるだけ所有者の方が財産としてどのように受け止めるかということ、その使い方については、所有権というものもありますのでなかなか行政のほうで立ち入ることができないのですが、危険な状態になった場合ですけれども、それは放置しておくわけにはいかないということで、それを今回の特措法の中では強化されたということになります。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** 過日、所管の委員会で、空き家の管理と申しますか、そういったことについて視察調査する機会がありました。感じたことは、近年になって河北町の空き家対策は大分進んできているという感じを受けました。ただ、もうちょっと不十分なところもあって、その辺は委員会で視察報告としてまとめることにはなると申しますが、さらにしっかりと取り組んでほしいと思います。

特定空家は、直ちに何らかの処置をしないといけないような空き家だということのようであり、そうならないために、あらかじめ手を打つということについて、よく理解しました。

以上で質疑を終わります。

**○丹野貞子議長** 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第70号河北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** ここで、議長から申し上げます。10時30分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時29分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

**○丹野貞子議長** 次に、議第71号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** 議第71号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

河北公共下水道の進捗に伴い、都市計画税課税区域を拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

別表第2中、新たに課税対象となる区域としまして、谷地字月山堂、谷地字高嶋、宇根際、大字溝延字西小路・字西浦・字東浦・字南・字田中・字毘沙門・字黒木淵・字境田・字寺屋敷の一部、計124筆を追加し、都市計画税課税区域を拡大するものであります。

この条例は、令和6年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（8番の通告あり）

確認いたします。8番佐藤修二議員ですね。  
それでは、「8番佐藤修二議員」

**○8番（佐藤修二議員）** 都市計画区域が広くなるということですが、その広がった分の家屋あるいは土地として税収はどのぐらい増えるというふうに積算になっておりますか。

**○丹野貞子議長** 「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** 見込みとしましては、土地につきましては約54万円、家屋につきましては102万円、合計156万円と見込んでおります。

**○丹野貞子議長** 「8番佐藤修二議員」

**○8番（佐藤修二議員）** 課長の数字、百五十何万円と言った、最初。102万円と五十何万円だね。合わせて百五十何万円ということだね。それでいいです。家屋が102万円、土地が54万円ですよね。合計して百何万円で、それが正しいですよ。

それで、今せっかく都市計画区域が変わったということ、ここで税の条例を変えるわけですが、そこで、都市計画税についてちょっと町の考えがどうなんだろうと思うところがあるんですが、都市計画税は国で限度額が決められておりますよね、幾ら幾らと。我が町もその限度額いっぱいになっているわけですが、どうも人口増になっているお隣の東根市が人気があるので見ますと、要素はいっぱいあるとは思いますが、都市計画税も低いんです。町より0.05低いんですよ。そういうところも町の売りになっていくんじゃないかなと思うんですね。都市計画税が安い町。

先ほど7番議員から研修に行った話がありまして、私たち一緒に栗原市に行ってきたわけですが、説明してくださったのが都市計画課の職員だったので、税率をどのぐらいやっていますかと、そのときじゃなくて、質疑、いろんなものが終わった後にちょっと伺った

んですが、うちでは都市計画税は取っておりませんということで、じゃあ下水道とかはやっているのと言ったらやっていますよと。下水道とかやっているんだけど、都市計画税というのは取っていませんというのが栗原市で、何か今、住みよいまちということですからよく人気が高いと聞いています。

ぜひ我が町も少し都市計画税に対して町でもう少し考えてみたらいかかなということだけ申し上げて、質疑は終わります。答えは要りません。

**○丹野貞子議長** 以上で8番佐藤修二議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第71号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第72号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** 議第72号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことによる出産被保険者の保険税の減額と、町独自の物価高騰対策として被保険者の保険税負

担の軽減を図るため、令和6年度から令和10年度まで、後期高齢者支援金の均等割額について免除するため、条例の一部を改正するものであります。

第22条第3項は、出産被保険者の産前産後期間に係る所得税割額及び均等割額の減額について規定を定めるものです。

第22条第3項第1号から第6号までは、出産被保険者に係る医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険金分、それぞれの所得割額と均等割額の減額について規定するものです。

第24条の3は、出産被保険者に係る届出について規定するものであります。第2項は、届出の添付書類を規定するものであります。第3項は、届出の期日を規定するものであります。第4項は、届出の省略について規定するものであります。

制定附則第17条の次に第18項として、後期高齢者支援金等の被保険者均等割額の免除の特例を追加するものであります。

附則第1条は施行期日を定め、第2条は適用区分を定めるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(7番の通告あり)

7番木村章一議員ですね。

それでは、「7番木村章一議員」

**○7番(木村章一議員)** 議第72号に質疑します。

国保税の引下げだということで、大変歓迎いたします。後期高齢者支援金等課税額の均等割額相当について免除するということですが、どのぐらいの減額になるかということについて説明してください。

それから、令和6年から令和10年までとありますが、その意味を説明してください。その後はどうしようと考えているかについても

お聞きします。よろしく願いします。

**○丹野貞子議長** 「今部税務町民課長」

**○今部憲治税務町民課長** まず、最初のどのくらい引き下げられるのかという額についてであります。後期高齢者支援金分の均等割額については、年額1万400円となっております。被保険者数が令和5年度は3,627人となっておりますので、単純に掛け算した部分が減るのではなく、低所得者に対しては、7割、5割、2割等の軽減がございますので、計算しますと、大体4,000万円ほどの基金からの持ち出しとなるところでございます。

あと5年間だけの免除ということで、その後はどうなるのかということですが、5年間につきましてはそのまま引下げを行いたいということで、物価高騰対策ということで5年間は続けてやりたい。その後につきましては、戻すのか、少し戻すのか、またはそのまま続けるのかということにつきましては、5年後の状況や保険税統一に向けた動向も考慮しながら、そのときの判断になるかと思えます。

以上です。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番(木村章一議員)** 質疑を終わります。

**○丹野貞子議長** 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第72号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、

原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第73号河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「池田子育て支援主幹」

**○池田恵子子育て支援主幹** 議第73号河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

第15条第1項は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が同条第10項に改正されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の内閣府令の一部改正を受けて、項ずれが生じることによる改正であります。

第36条第3項は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の内閣府令の一部改正を受けて改正するものであります。

また、第36条第3項において、文言の整理を行うものであります。

附則として、条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第73号河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第75号河北町公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「大泉上下水道課長」

**○大泉正博上下水道課長** 議第75号河北町公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、公共下水道事業及び農業集落排水事業について、令和6年4月1日より地方公営企業法の全部を適用し、公営企業として事業を実施するため設定するもので、関係する7つの条例改正と2つの条例廃止を行うものであります。

第1条は、河北町職員定数条例の一部改正であります。下水道事業職員について、企業

職員に属することから、同条例中第2条、職員の定数に定める町長の事務部局の職員及び企業職員の定数を整理する改正を行うものがあります。

第2条は、河北町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正であります。管理者の権限を行う町長と地方自治法上の町長を区分するため、同条例中、町長を管理者の権限を行う町長に改めるものがあります。また、管理者は、条例の運用を規程で定めるため、同条例中、規則を規程に改めるものがあります。そのほか、字句の整理を行うものがあります。

第3条は、河北町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正であります。同条例中第2条、分担金の徴収に定める町長を管理者の権限を行う町長に改めるものがあります。また、同条例中第12条、委任に定める規則を規程に改めるものがあります。

第4条は、河北町下水道条例の一部改正であります。同条例中、町長を管理者の権限を行う町長に改めるものがあります。また、同条例中、規則を規程に改めるものがあります。そのほか、字句の整理を行うものがあります。

第5条は、河北町都市計画公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正するものがあります。同条例中第2条、受益者を定める町長を管理者の権限を行う町長に改めるものがあります。また、同条例中第17条、委任に定める規則を規程に改めるものがあります。

第6条は、河北町水道事業設置条例の一部改正であります。既に地方公営企業法を適用している水道事業の規定に下水道事業を加え、所要な改正を行うものがあります。題名中、水道事業を上下水道事業に改めるものがあります。

同条例中第1条、設置の第2項に下水道事

業を追加するものであります。

同条例中第1条の2に、地方公営企業法の適用を追加するものであります。

同条例中第2条、経営の基本の水道事業を水道事業及び下水道事業に改めるものであります。また、事業の経営規模を追加するものであります。そのほか、引用条文の条ずれを改めるものであります。

第7条は、河北町水道給水条例の一部改正であります。同条例中第2条に定める給水区域を河北町上下水道事業設置条例に定める区域に改めるものがあります。また、同条例中、町長を管理者の権限を行う町長に改めるものであります。そのほか、引用条文の条ずれや字句を改めるものがあります。

本条例の附則として、第1項は、施行日を令和6年4月1日とするものであります。第2項、第3項及び第4項は、公営企業会計が適用となるため、河北町公共下水道事業特別会計条例及び河北町農業集落排水事業特別会計設置条例の廃止について定めるものであります。第5項及び第6項は、経過措置について定めるものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(7番の通告あり)

確認いたします。7番木村章一議員ですね。それでは、「7番木村章一議員」

○7番(木村章一議員) 議第75号について質疑をします。

今の説明であります。町長とあるところを管理者と書き換えるということでもありますけれども、河北町の場合は、管理者はずっと町長になるのか、それとも別な管理者が選定されることになる、またその可能性があるのかどうか、お聞きします。その1点です。

**○丹野貞子議長** 「大泉上下水道課長」

**○大泉正博上下水道課長** お答えいたします。

公営企業会計移行に伴いまして、管理者というものについては、任意適用事業というところで管理者を置かなくてもいいということになっております。そういった場合、管理者の権限を持つ者というものについては、地方公共団体の長というもので町長が当たるというふうなことになりますけれども、条例を運用していくに当たって、その中で管理者の権限を行う町長の権限と地方自治法上の町長が行う権限といった部分の中で、2つの権限を条例の中に示さなければならないという部分がありまして、その中で地方公共団体の長の権限としてしなければならない部分がどこなのかという部分につきましては、罰則規定という部分では地方公共団体の長しか権限がございませんので、そこを区分するためにわざわざ管理者の権限を持つ町長と地方自治法上の町長ということで区分したということでございます。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番（木村章一議員）** 質疑を終わります。

**○丹野貞子議長** 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第75号河北町公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、原案のとおり可決

しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第76号河北町総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。担当課長の説明を求めます。

「矢作健康福祉課長」

**○矢作勲健康福祉課長** それでは、議第76号河北町総合福祉センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

町民の福祉の向上を図ることを目的として設置されております河北町総合福祉センターにつきまして、令和6年3月31日をもって指定管理期間の満了を迎えることとなります。これまでの管理実績、経営状況などを総合的に判断いたしまして、引き続き社会福祉法人河北町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものであります。以上、よろしく願いいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（9番の通告あり）

確認いたします。9番鈴木英友議員。

それでは、「9番鈴木英友議員」

**○9番（鈴木英友議員）** 議第76号について確認させていただきます。今、担当課長から説明がありまして、指定管理者の理由についても説明を受けたところでありますが、昨日、私から一般質問の中で指定管理の在り方について確認しましたところ、この件についても恐らく先ほどの課長の説明のとおり、公募はせずに非公募扱いにしたと思いますので、その理由についても先ほど説明を受けましたが、非公募とした理由をぜひ公表してほしいと、明記してほしいということで昨日申し上げたんですが、本件についてもちゃんと明記いたしますか、ホームページとか広報なんかでち

ちゃんと公表していただけるんでしょうか。すべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○丹野貞子議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 同様の質問がございましたとおり、その内容についてホームページ等に公表できるように検討していきたいと考えております。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 検討するんじゃなくて、公表すべきなんです。何で検討する必要があるんですか。公表してほしいということは、町民のこれは意見なんですよ。検討じゃなくてすべきだと思うんですけども、どうなんでしょう。いつからするんですかという話になってくると思うんですけども、ぜひこれは公表しなきゃいけないことだと私は思うんですが、どうなんでしょう。

○丹野貞子議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 公の施設の指定管理に関する手続について、その公表についての条文等が特に今のところございませんので、どれに基づいてやるかということもありますから、その辺も含めて検討することによってございます。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 検討する必要があるんですか。条文にないからとか、そうじゃなくて、原則公募扱いのものを非公募扱いにしているわけですから、先ほど課長からは、公共性の高いものであるとか、今までの実績を踏まえているので引き続き指定管理をしますということによってちゃんと明確な答えが出ている。

ただそれをちゃんと公表してほしいと言っているだけなので、別にできない理由はないじゃないですか。検討する必要はないでしょう。

○丹野貞子議長 暫時休憩とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 今現在設定しております条例規定に基づきますと、審査の結果は公表するとなっておりますので、審査の結果については当然公表することになりますけれども、どうして特例なのかどうかというところまでは公表するような規定が今のところありませんので、規定の改正も含めて検討するということとなります。

○丹野貞子議長 以上で9番鈴木英友議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

賛成多数であります。

よって、議第76号河北町総合福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第77号河北町道の駅河北の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 議第77号河北町道の駅河北の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

現在、道の駅河北につきましましては、施設全体の管理を株式会社ベに花の里振興公社に管理運営業務の委託を行っております。今年度中に改修工事を行いまして、令和6年4月1日より指定管理制度で管理を予定しております。

このたび、これまでの実績等を踏まえ、株式会社ベに花の里振興公社について、指定管理者候補者選定委員会で審査、選定を行いました結果、株式会社ベに花の里振興公社を指定管理者候補者として選定いたしましたので、指定管理者として指定をお願いするものでございます。

なお、指定期間につきましましては、令和6年4月1日より令和11年3月31日までとなっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(9番の通告あり)

確認します。9番鈴木英友議員。

それでは、「9番鈴木英友議員」

**○9番(鈴木英友議員)** 内容的には先ほどの内容と全く同じなんですけれども、恐らく答えも同じだと思うんですが、道の駅河北につきましても非公募扱いとしたわけですので、その理由を明記、公表していただきたいと思いますが、その件はどうでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

**○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長** その内容の非公募、特例にした理由につきましまして、どういった手続で公表するかについて、規則をどう改正するかということも含めて検討したいと考えております。

**○丹野貞子議長** 「9番鈴木英友議員」

**○9番(鈴木英友議員)** 規則の改定とか、そう

いうのは、私は別に条例を直すとか規則を直すんじゃないくて、町民は何でこれは非公募扱いにしたのか、そこを知りたいということですので、当然それは説明責任があると思いますので、ぜひ公表していただきたいと思います。別にそういう規定がないからとか、それ以前の問題で、説明責任は町にあると思いますので、よろしくお願ひいたします。

**○丹野貞子議長** 以上で9番鈴木英友議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第77号河北町道の駅河北の指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第78号河北町どんがホールの指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 議第78号河北町どんがホールの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

現在の指定管理期間が令和6年3月31日で終了することに伴いまして、このたび公募を行った結果、2法人から応募がございまして、指定管理者候補者選定委員会で審査、選定を行いました結果、特定非営利活動法人かほくびとを指定管理者候補者として選定いたしましたので、指定管理者として指定をお願いするものでございます。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日より令和11年3月31日までとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(7番、11番、14番の通告あり)

確認いたします。7番木村章一議員、11番奥山英幸議員、14番細矢誓子議員。

それでは、「7番木村章一議員」

**○7番(木村章一議員)** 議第78号に質疑いたします。

どんがホールの指定管理者の指定についてでありますけれども、ほかの指定管理の施設に比べて、どんがホールと図書館については、特に人件費についての算定が低いのではないかとちょっと思うところがあります。最近の日本の給料が非常に上がらない国だと言われていて、国を挙げて給料を上げようと、国が旗振りをするというような状況があつてどんどんと変わっていくのではないかと。河北町の中ですと、会計年度任用職員も不十分けれども、だんだん見直しをされているんですが、それと比べてもこういったNPOに雇用される職員の方々の人件費がなかなか追いついてこないという状況があると思うんです。5年間の指定管理の契約ですが、毎年毎年、ちゃんとした人件費になっていくように見直しをすると、そういったことが含まれている契約にされるべきだと思うんですが、その辺、どのようになっているか、質疑いたします。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 指定管理料の人件費についてでございますが、現段階でこのたび提案いただいた人件費等につきましては、債務負担行為のほうでご可決いただいた議案のとおりの中で人件費は担っていただくというこ

とで捉えております。今後、最低賃金と人件費の賃金が変わってくるという状況も想定されますので、その際には指定管理者側と年度協定の中で協議を進めていく必要があるのではないかと認識をしております。

**○丹野貞子議長** 「7番木村章一議員」

**○7番(木村章一議員)** 確認します。年度協定でということは、毎年見直しをする。河北町の中で公共的仕事、町が持っている施設の運営をお願いするということですから、そこで働く人たちの人件費については町から一定の情報も出して、会計年度任用職員がこんなふうになっているしというような状況も出して、それで見直しをしていくというふうに、安ければいいというふうにはぜひしないで、しっかりと労働条件も確保していいパフォーマンスを出していただく、いい仕事をしていただくというふうにしていただきたいんですが、そういったお考えであるということでしょうか。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** その点につきましては、指定管理者側と今後、基本協定の締結という運びになるかと思っておりますので、そちらで協議を進めていきたいと考えております。

**○丹野貞子議長** 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「11番奥山英幸議員」

**○11番(奥山英幸議員)** 私から1点、ちょっと確認というか、お伺いしたいことがあります。これまでどんがホールは元気netさんが委託管理をしてきたという歴史がある中で、今回新しいかほくびとさんが運営を委託されるということです。そもそも指定管理者の指定というのは、町で直営で行わないというのは、あくまでも民間の力を町の施設に注入してますます発展、活力を見いだすもののかなと私の中では考えているんですが、2

法人でプレゼンとかをやって審査した結果だ  
と思うんですけども、これまでの元気net  
さんとの違いというんですか、プレゼン  
した中で、今後こうやっていくらしいとか、  
何かそういった期待感といったものが何か、  
答えられるものがあればちょっとお聞きした  
いんですけれども。

○丹野貞子議長 「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 これまで元気netか  
ほくさんで運営を行ってきた、今回新たな選  
定の法人が出てきたと。大きな違いという  
ところでは、今回ご提案いただいた内容を見ま  
すと、日常的ににぎわい創出を図っていくと  
いうようなことで、これまで元気netさん  
の場合ですと、どちらかというと月1回ペー  
スでイベント的な大きな事業をやっていたと  
いうところの大きな違いがございます。あと  
は、DXに積極的に取り組んでいくという  
ところは大きな違いだと思います。現在、世論  
でもDXが進んでいる中で、日常的にスマホ  
の講習会とか、誰が行ってもスマホの使い  
方を教えたりとか、そういったことを想定し  
ていると。あとは子供をターゲットにしたゲー  
ムを日常的にやって、常ににぎわいが持てる  
ような、そういった施設にしていきたいとい  
うところが大きな違いかと思えます。

○丹野貞子議長 「11番奥山英幸議員」

○11番（奥山英幸議員） ありがとうございます。  
質疑を終わります。

○丹野貞子議長 以上で11番奥山英幸議員の質疑  
を終わります。

次に、「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） それでは、質疑いた  
します。

どんがホールの指定管理、これは指定管理  
者の公募で審査をして決定したと報告がござ  
いました。その選定委員の方々は何人で、ど  
のような方々が選定委員になられているのか、

まずそこからお聞きいたします。

○丹野貞子議長 「牧野政策推進監兼企画財政課  
長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 どんがホ  
ールの指定管理に当たりましては、選定委員  
会としまして選定委員を選出するわけですけ  
れども、規定によりますと、選定委員会につ  
いては知識経験を有する者と総務課長、企画  
財政課長及び当該公の施設を所管する課長と  
いうことでありますから、商工観光課長にな  
っております。その他、町長が特に認める者  
というものもありますけれども、役場の3課  
長のほかに知識経験を有する者ということで、  
町内の、谷地でいえば商店街に属する方、あ  
とは金融機関の支店長、まちづくりの活動を  
している方の3名を選んで、全体6人で審査  
をしたところであります。

○丹野貞子議長 「14番細矢誓子議員」

○14番（細矢誓子議員） ありがとうございます。  
す。

この審査の査定の内容ですけれども、様々  
規定があると思えますけれども、この査定内  
容とどの点に重点を置かれて審査をなされた  
のか、その重点の点をお聞きします。

○丹野貞子議長 「牧野政策推進監兼企画財政課  
長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 指定管理  
の審査に当たりまして、審査の基準表、基準  
項目がそれぞれございますけれども、ここで  
詳細にはちょっと申し上げませんが、維持管  
理のための例えば方策であるとか、災害・事  
故等の対応、あとは苦情対策とか、個人情報  
の保護対策とか、事業の内容とか、いろいろ  
審査しておりますけれども、11項目ほどの審  
査をしております。それぞれの項目に10点な  
いし20点の点数を設定しまして、合計で1人  
150点の持ち点で審査をしているという内容  
であります。それぞれ、1項目について5段

階の評価で評価するという内容であります。

**○丹野貞子議長** 「14番細矢誓子議員」

**○14番（細矢誓子議員）** 元気netさん、10年ほどの指定管理を今までなされてきて、本当に町にいろんなにぎわいをもたらしてくださった指定管理者だったと私は高く評価しているんですけども、このたび、かほくびとさんが指定管理に新しくなられたということで、このかほくびとさんのこれまでの活動、また、かほくびとさんのNPO法人の内容みたいなものが分かりましたら教えていただきたいと思います。先ほど、どのような活動をやっていきますかというようなことは商工観光課長からお聞きしましたので、かほくびとさんの内容をちょっとお聞きしたいと思えます。

**○丹野貞子議長** 「軽部商工観光課長」

**○軽部広文商工観光課長** 特定非営利活動法人かほくびとの活動といえますか、目的でございますが、町の歴史を守るとともに、時代の変化にも柔軟に対応する持続可能なまちづくりを推進するべく、幅広い年代層への社会教育活動、活躍機会、それから交流の機会をつくることを目的とされております。具体的に申し上げますと、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、学術・文化・芸術またはスポーツの振興を図る活動、情報化社会の発展を図る活動、そういったところが主な活動の目的となっております。また、法人設立につきましては、令和4年12月12日となっているところでございます。

**○丹野貞子議長** 以上で14番細矢誓子議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第78号河北町どんがホールの指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議員発議第4号河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議員発議第4号河北町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 日程第2、河北町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

本件については、議員全員協議会の協議に基づき、選挙の方法については指名推選とすることに、指名は議長において指名したいと思えますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙方法は指名推選によることにし、指名は議長において行うことに決定いたしました。

それでは、指名いたします。河北町選挙管

理委員会委員には、河北町字造山77番地、菊地啓悦氏、昭和24年6月26日生まれ。河北町谷地所岡一丁目6番地の10、工藤郁也氏、昭和31年7月27日生まれ。河北町大字溝延128番地、高木茂宏氏、昭和36年8月24日生まれ。河北町大字岩木178番地、山田英理子氏、昭和37年3月25日生まれ。

補充員には、河北町大字岩木570番地、中野晃洋氏、昭和31年2月23日生まれ。河北町西里730番地の5、宮地裕子氏、昭和37年6月25日生まれ。河北町谷地字月山堂90番地、後藤健次氏、昭和31年12月2日生まれ。河北町大字溝延字田中567番地の1、井上和幸氏、昭和35年1月27日生まれを指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々をそれぞれの当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、河北町選挙管理委員会委員には、菊地啓悦氏、工藤郁也氏、高木茂宏氏、山田英理子氏が当選されました。なお、補充員の順序については、1番、中野晃洋氏、2番、宮地裕子氏、3番、後藤健次氏、4番、井上和幸氏と定めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、補充員の順序については、1番、中野晃洋氏、2番、宮地裕子氏、3番、後藤健次氏、4番、井上和幸氏と決定いたしました。

以上で河北町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

ここで、名簿を配付させますので、そのまま暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時21分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開いたします。

○丹野貞子議長 日程第3、請願付託案件の常任委員長報告、採決を行います。

初めに、厚生文教常任委員会委員長、4番東海林信弘議員から報告を求めます。

「4番東海林信弘議員」

○4番(東海林信弘議員) 厚生文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において厚生文教常任委員会に付託されました請願第2号県立河北病院の医療と救急体制を充実し、現病院の大改修を求める意見書を県知事に提出することを求める請願について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る12月4日、本会議散会后、委員会室において、委員全員と事務局から須藤議事係長が出席し、説明員として矢作健康福祉課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願の趣旨は、山形県立河北病院は、医師の配置が不十分なことなどから診療科目が減少し、医療体制が弱体化して地域の住民のニーズに十分に答えられず、また、救急車が到着してから数十分も出発できない事態が頻発し、救急患者の多数が地域外に搬送される状況にあります。

地域住民は、県立河北病院の存続と充実を強く求めており、必要で十分な医師を配置して、地域住民のニーズと救急対応に答えられるような医療体制の早急な充実を図ること、河北病院の静かでアクセスに恵まれた環境と、空き病室と駐車スペースを生かした改築ではなく、経費を抑えられる大改修によるリニューアルすることを求める意見書を山形県知事に対して提出するよう求めるものであります。

委員会では、西村山地域医療提供体制検討ワーキンググループから、西村山地域の医療提供体制についての中間報告を受け、現在、

議員全体で今後の地域医療について話し合っている最中でもあり、県立河北病院のことも含め、引き続き地域医療について調査し、議論を深めていく必要があるなどの意見が出され、採決の結果、全会一致で継続審査と決定いたしました。

以上、本委員会での審査の経過と結果について申し上げ、委員長報告を終わります。

**○丹野貞子議長** 請願第2号県立河北病院の医療と救急体制を充実し、現病院の大改修を求める意見書を県知事に提出することを求める請願については、委員長報告では継続審査であります。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本請願を委員長報告のとおり継続審査と決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、請願第2号県立河北病院の医療と救急体制を充実し、現病院の大改修を求める意見書を県知事に提出することを求める請願については、継続審査と決定しました。

次に、総務産業常任委員会委員長、5番石垣光洋議員からの報告を求めます。

「5番石垣光洋議員」

**○5番(石垣光洋議員)** 総務産業常任委員会の報告をいたします。

本定例会において総務産業常任委員会に付託されました請願第3号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願書について、審査の経過と結果についてご報告申

上げます。

去る12月4日、本会議散会后、全員協議会室において、委員全員と事務局から鈴木主幹が出席し、説明員として今部税務町民課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願の趣旨は、政府は、現行の健康保険証を2024年に廃止して、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、マイナンバー保険証に一本化するとしているが、マイナンバー保険証については、他人の情報がひもづけられる誤登録が8,441件に上ったことが明らかになっている。県内の開業医の団体である山形県保険医協会が実施したアンケート結果によれば、オンライン資格確認システムを運用する医療機関201件のうち、保険者情報が正しく登録されていなかった、カードリーダーやパソコンの不具合により読み取りができなかった、マイナンバー保険証の不具合など、トラブルがあったのは132件、65.7%に上った。

オンライン資格確認の拙速な義務化は、医療機関、患者双方に大きな負担をかけており、さらに、災害・停電等によるシステム障害の際には被保険者情報が確認できないため、保険診療そのものができなくなる可能性も否定できない。また、資格確認書交付のための健康保険組合や自治体の事務負担が増大することは必至と考えなければならない。

現状では、マイナンバー保険証の利用率は5%程度にすぎないが、それでも多くのトラブルが発生しており、現行の健康保険証を廃止すれば混乱を来し、国民皆保険制度の根幹が揺るぎ、必要な医療にアクセスできなくなる事態につながりかねない。また、個人情報の観点からも、情報流出・漏えいなどの重大な懸念も生じている。

マイナンバー保険証のトラブルの原因とトラブルが起こらない抜本的なシステムを構築することや、マイナンバー保険証と並行し、

紙の保険証を廃止せず、使用できるようにすることを求める意見書を政府に提出することを求めるものであります。

委員会では、システム等のトラブルの究明は必要であり、来年秋に現行の保険証を廃止することについては拙速であるという本請願の趣旨に賛成の意見がある一方で、国の方針として進んでいる以上、廃止は避けられないのではないかと、また、資格確認書等が交付された場合においても税の滞納者との区別もされることから混乱が生じる可能性も低く、紙の保険証が廃止されたとしても支障がないのではないかなどの意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上、本委員会での審査の経過と結果について申し上げます、委員長報告を終わります。

**○丹野貞子議長** 請願第3号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願書については、委員長報告では不採択であります。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

それでは、賛成討論、「7番木村章一議員」

**○7番(木村章一議員)** 請願第3号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願書について、賛成の討論を行います。

現在、河北町のマイナンバーカードが町民の手に渡った状況は、75%とのことであります。マイナンバーカードに保険証をひもづけした比率は、河北町の部分は分かりませんが、全国では約60%とのデータを見ることができます。河北町の健康保険の加入者でマイナンバーカードに健康保険証をひもつけた比率は、約50%とのことであります。ポイント

がもらえる機会にとマイナンバーカードを申請した町民やまだ申請していない町民の中には、健康保険証とのひもづけに疑問や不安を感じている方も多いようであります。

政府は、マイナンバーカードを普及させるために、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、マイナンバー保険証に一体化するとしています。しかし、多くの国民から、健康保険証を人質に取るようなやり方だとの批判があり、健康保険証のひもづけは進んでいません。

マイナンバー保険証については、他人の情報がひもづけられる誤情報が大きな問題になっています。県内の開業医の団体である山形県保険医協会が実施したアンケートでは、オンライン資格確認システムを運用する医療機関201件のうち、トラブルがあったのは132件、何と65.7%に上ったとのことであります。トラブルの内容では、保険者情報が正しく登録されていなかったが44.7%で最も多く、カードリーダーやパソコンの不具合により読み取りができなかったが37.4%、マイナ保険証の不具合が13.1%と、請願書では指摘しております。

オンライン資格確認だと資格確認が簡単とか、すぐに患者の情報が分かるというメリットが説明されていますが、同アンケートの結果では、資格があるのに該当者なしと表示される、給付割合に相違があるなどの実態も報告されているとのことであります。また、資格確認ができなかったため、医療費を一旦10割患者に請求した事例があったという医療機関が8件あったなど、オンライン資格確認の拙速な義務化は、医療機関、患者双方に大きな負担をかけていますとしています。

さらに、災害・停電時によるシステム障害の際には、マイナ保険証では確認したい情報

が券面で確認できないため、保険診療そのものができなくなる可能性も指摘され、解決策が示されておりません。

政府は、マイナ保険証を登録しない人にも、申請がなくても資格確認書を交付することを方針としていますが、資格確認書交付のための保険組合や自治体の事務負担が増大することは必至であります。

現状では、マイナ保険証の利用率は5%程度にすぎません。その5%の利用でも山形県内でもこれほど多くのトラブルが発生しており、このまま現行の健康保険証を廃止すれば混乱を来し、誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の根幹が揺るぎ、必要な医療にアクセスできなくなる事態につながりかねません。また、個人情報保護の観点からも、情報流出・漏えいなどの重大な懸念も生じています。

うまく運用されている現行の健康保険証をあえてトラブルの危機にさらすことはやめるように、町民の意見を代弁する町議会として意見書を提出すべきであります。

国に対して、マイナ保険証のトラブルの原因を究明し、トラブルが起こらない抜本的なシステムを構築することを求めるべきであります。

マイナ保険証と並行して、現行の紙の保険証を廃止せず使用できるようにすることを要望すべきであります。

以上、意見書の提出を求めるこの請願に賛成いたします。よろしくお願いたします。

**○丹野貞子議長** 以上で討論を終結します。

採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、本請願について採決します。

本請願を採択するに賛成の議員の起立を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時37分

再 開 午前11時46分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

改めて採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択です。

したがって、本請願について採決します。

本請願を採択するに賛成の議員の起立を…  
…（「1回採択したことをもう一回採択する  
のであれば、議会運営委員会を開いて検討して  
いただきたいと思いますが、どうしょう  
か」「賛成」の声あり）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時47分

再 開 午前11時48分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

ここで、1時まで休憩といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開いたします。

ここで、暫時休憩とします。

休 憩 午後1時00分

再 開 午後1時12分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第3号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願書について、先ほどの本請願についての採決では、賛成多数であります。よって、請願第3号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書提出を求める請願書については、採択と決定しました。

**○丹野貞子議長** 日程第4、議員の派遣を議題とします。

採決します。

お手元に配付のとおり、議員を派遣するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議員の派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 1 3 分

再 開 午後 2 時 0 0 分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加議事日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

休 憩 午後 2 時 0 3 分

再 開 午後 2 時 0 7 分

**○丹野貞子議長** 休憩を解いて再開します。

**○丹野貞子議長** 日程第 5、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可を議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

**○丹野貞子議長** 追加議事日程第 1 号に入ります。

日程第 1、議案の上程を行います。

議第 7 9 号 令和 5 年度河北町一般会計第 8 回補正予算について

議第 8 0 号 令和 5 年度河北町国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について

議第 8 1 号 令和 5 年度河北町公共下水道事業特別会計第 2 回補正予算について

議第 8 2 号 令和 5 年度河北町介護保険特別会計第 3 回補正予算について

議第 8 3 号 令和 5 年度河北町水道事業会計第 3 回補正予算について

議第 8 4 号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 8 5 号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員発議第 5 号 地域住民の利便性が損なわれない持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書の提出について

議員発議第 6 号 健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について

以上 9 議案を一括上程します。

**○丹野貞子議長** 日程第 2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 本日追加でご提案申し上げております議案につきまして、提案理由の説明を

申し上げます。

最初に、議第79号令和5年度河北町一般会計第8回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,331万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億181万7,000円とするものであります。

それでは、その内容について、歳出から順を追って申し上げます。

まず、人件費について、10月5日に出された山形県人事委員会勧告等を受けた県の対応を踏まえ、職員の給与費等を増額するものであります。

また、3款民生費の社会福祉総務費では、国の総合経済対策に基づき、今般の物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対し、既に取り組んでいる1世帯当たり3万円の給付に加え、1世帯当たり7万円を緊急的に追加支給するための費用を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

15款国庫支出金では、事業の歳出額に合わせて物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加するものであります。

19款繰入金では、歳入歳出全体の調整のため、財政調整基金からの繰入れを増額するものであります。

以上が、令和5年度河北町一般会計第8回補正予算の概要であります。

次に、議第80号令和5年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3,400万8,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費では、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、人件費負担金の確定見込みに伴い、徴税費を増額するものであ

ります。

次に、歳入について申し上げます。

6款繰入金では、このたびの徴税費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上が、令和5年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算の概要であります。

次に、議第81号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億3,181万8,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款公共下水道事業費の総務管理費は、職員の人事異動及び山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、人件費負担金の確定見込みに伴い、水道事業会計負担金を減額するものであります。

また、管渠建設費は、職員の人事異動及び山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、人件費を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

4款繰入金では、歳出を踏まえ、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上が、令和5年度河北町公共下水道事業特別会計第2回補正予算の概要であります。

次に、議第82号令和5年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ30万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億4,403万3,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費の介護認定審査会費については、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、認定調査等費を増額するものでありま

す。

次に、歳入について申し上げます。

7款繰入金は、歳出の増額に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上が、令和5年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第83号令和5年度河北町水道事業会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の予定額について、第1項の営業収益から、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえるとともに、人事異動に伴い、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計からの人件費負担金82万7,000円を減額し、水道事業収益を5億2,535万1,000円とするものであります。

次に、収益的支出の予定額については、第1項の営業費用から、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえるとともに、人事異動に伴い、職員及び会計年度任用職員人件費974万7,000円を減額し、水道事業費用を5億259万円とするものであります。

以上が、令和5年度河北町水道事業会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第84号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、山形県の特別職の期末手当の改定を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を変更し、0.05月分引き上げるものであります。

次に、議第85号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、一般職の職員給与について給料表の給与月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を変更し、一般職の職員について0.1月分、定年

前再任用短時間勤務職員について0.05月分を引き上げ、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものであります。

以上、追加提案いたしました7議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**○丹野貞子議長** 続いて、「14番細矢誓子議員」  
**○14番（細矢誓子議員）** 議員発議第5号地域

住民の利便性が損なわれない持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、山形県知事及び山形県病院事業管理者に意見書を提出するものです。その概要につきましては、お手元に配付してあります意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

地域住民の利便性が損なわれない持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書。

西村山地域医療提供体制検討ワーキンググループから、西村山地域の医療提供体制について中間報告が行われた。西村山地域の医療体制の現状は、入院患者の過半数が地域外へ流出しているだけでなく、さらに、救急搬送の約6割が地域外へ流出し、休日夜間の救急搬送にあつては、平日時間内よりも他地域へ流出割合が大きくなっている。応需率は過去5年で大きく減少し、5割を下回る病院もあることから、救急機能の確保が求められている。

また、手術件数にあつては、過去5年で約7割まで減少し、その中でも全身麻酔は4割まで減少していることから、手術症例への対応可否を含めた実施体制を検討しなければならず、さらには、医師配置数が過去5年で2割以上減少し、地域としては県内で最も減少している状況にあるため、効果的な医師確保策と効率的な医師配置策が必要となっている。

西村山地域医療提供体制検討ワーキンググループでは、以上の現状認識の下、県立河北病院と寒河江市立病院の2病院を統合し、限られた医療資源を集約配置すべきとしている。

西村山地域の医療体制構築は、村山地域全体での医療完結を前提として、脳卒中や急性心筋梗塞、がん等の高度で専門的な治療が必要な患者について、山形市内の急性期病院等との役割分担、機能連携を図る必要があるほか、地域包括ケアシステムを支える地域密着型の中核病院として、在宅や介護施設等での急変患者の受入れも含めた回復期に十分対応していくことが期待される。また、2病院の統合により急性期機能を確保することで、二次救急医療体制の整備及び手術の対応が可能な体制の整備を目指すことが必要であるとしている。

また、西村山地域は県内でも高齢化の進行が早いことから、西村山地域の医療体制構築に向けては、地域住民の利便性が損なわれることのないよう、通院のための交通手段の確保やオンライン診療の機会の提供など、受診の利便性向上に向けた施策を講じていくべきだとしている。

このような現状と方向性が示されていることを踏まえ、以下の項目について、地域住民の利便性が損なわれない持続可能な地域医療提供体制の構築を強く求める。

1 河北町民をはじめ特に北村山地域を含む近隣市町の住民も今後の地域医療について大変不安を感じており、山形市内の急性期病院との役割分担・機能連携を図るほか、山形市内の急性期4病院の意見にある一定の急性期機能の強化、山形市内の病院での急性期後の受入れ、在宅・介護施設等からの急性増悪の受入れを含む回復期の入院機能の強化を踏まえて、西村山地域及び近隣市町で必要な機能強化を図ること。

2 西村山地域で必要な機能を発揮する病院の実現のため、山形市内の病院と連携し、早急に専門医研修受入れなどにより医師をはじめとする医療スタッフを確保すること。

3 安心して妊娠し出産に臨める体制、また乳幼児の夜間休日診療機能の確保ができるよう、医療体制の強化及び医療サービスの向上を図ること。

4 救急医療体制においては、医師の確保を図った上で、山形市内の急性期病院等と連携した受入れ体制を強化すること。

5 立地に当たっては、河北町及び一定程度の利用が認められる北村山地域の利用者の利便性にも十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月8日

山形県河北町議会議長 丹野貞子

山形県知事 吉村美栄子 殿

山形県病院事業管理者 大澤賢史 殿

以上、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長 続いて、「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 提案理由の説明を行います。

議員発議第6号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出について。

提案理由の説明を申し上げます。この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣に意見書を提出するものであります。その概要につきましては、お手元に配付してあります意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

健康保険証を廃止せず存続を求める意見書。

政府は、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、マイナンバー保険証に一本化すると

している。しかし、多くのトラブルやミスが多発し、紙の保険証廃止に懸念の声が上がっている。

マイナンバー保険証については、他人の情報がひもづけられる誤登録が8,441件に上ったことが報道されている。山形県保険医協会が5月24日から6月1日に実施したアンケート（回答数217件、回答率31.3%）の結果によれば、オンライン資格確認システムを運用する医療機関201件のうちトラブルがあったのは132件、65.7%に上った。トラブルの内容では、保険者情報が正しく登録されていなかったが44.7%で最も多く、カードリーダーやパソコンの不具合により読み取りができなかったが34.7%、マイナンバー保険証の不具合が13.1%と続く。

オンライン資格確認だと資格確認が簡単とか、すぐに患者の情報が分かるというメリットが説明されているが、同アンケート結果では、資格があるのに該当者なしと表示される、給付割合に相違があるなどの実態も報告されている。また、資格確認ができなかったため、医療費を一旦10割患者に請求した事例が1件から2件あったという医療機関が8件あり、オンライン資格確認の拙速な義務化は、医療機関、患者双方に大きな負担をかけていますとしている。

災害・停電等によるシステム障害の際には、マイナンバー保険証では被保険者情報が券面で確認できないため、保険診療そのものができなくなる可能性もある。

政府は、マイナンバー保険証を登録しない人にも、申請がなくても資格確認書を交付することを方針としているが、資格確認書交付のための健康保険組合や自治体の事務負担が増大することは必至と考えなければならない。

現状では、マイナンバー保険証の利用率は5%程度にすぎない。それでも、これほど多

くのトラブルが発生しており、このまま現行の健康保険証を廃止すれば混乱を来し、誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の根幹が揺らぎ、必要な医療にアクセスできなくなる事態につながりかねない。また、個人情報保護の観点からも、情報流出・漏えいなど重大な懸念も生じている。

これらのことから、下記の事項について強く要望する。

#### 記

1. マイナンバー保険証のトラブルの原因を究明し、トラブルが起こらない抜本的なシステムを構築すること。

2. マイナンバー保険証と並行して、現行の紙の保険証を廃止せず使用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月8日

山形県河北町議会議長 丹野貞子

衆議院議長 額賀福志郎 殿

参議院議長 尾辻秀久 殿

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

総務大臣 鈴木淳司 殿

厚生労働大臣 武見敬三 殿

デジタル大臣 河野太郎 殿

以上、よろしくお願ひ申し上げ、提案理由の説明を終わります。

**○丹野貞子議長** 日程第3、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

議事の都合上、令和5年度河北町一般会計

第8回補正予算に関する議案について先議します。

**○丹野貞子議長** 最初に、議第84号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** 議第84号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この改正は、山形県が行う特別職の職員の期末手当の改定に準じ、議会議員及び町長などに支給する期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるものであります。

第1条は、河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。

第4条中、給与の額及び支給方法に関し、期末手当の支給割合において給与条例を引用している条文を改正し、12月の支給について「100分の162.5」を「100分の167.5」とするものであります。

次に、第2条は、同じく河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。

第4条中、同じく給与の額及び支給方法に関し、令和6年度以降の支給割合について、「100分の165」とするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定は令和5年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願います。

**○丹野貞子議長** 質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第84号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第85号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

**○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長** 議第85号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この改正は、山形県人事委員会の勧告等に準じ、河北町一般職の職員の給料表の水準及び勤勉手当の支給割合を引き上げるものであります。

第1条は、河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

第25条、期末手当に関し、その支給割合を、12月の支給について「100分の120」を「100分の125」とするものであります。定年前再任用短時間勤務職員については、その支給割合を、12月の支給について「100分の67.5」を「100分の70」とするものであります。

第26条、勤勉手当に関し、この支給割合を、12月の支給について「100分の97.5」を「100分の102.5」とするものであります。定年前再任用短時間勤務職員については、その支給割合を、12月の支給について「100分の

47.5」を「100分の50」とするものであり、別表第1、行政職給料表について、初任給を高卒で1万2,000円、大卒で1万1,000円引き上げ、若年層に重点を置きつつ、全ての職務の級の給料月額を改正するものであります。

次に、第2条は、同じく河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

第25条、期末手当に関し、令和6年度以降の支給割合について「100分の122.5」とするものであります。定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の68.75」とするものであります。

第26条、勤勉手当に関し、令和6年度以降の支給割合について「100分の100」に改正するものであります。定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の48.75」に改正するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定は令和5年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

**○丹野貞子議長** 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第85号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第79号令和5年度河北町一般会計第8回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第79号令和5年度河北町一般会計第8回補正予算については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第80号令和5年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第80号令和5年度河北町国民健康保険特別会計第2回補正予算については、

原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第81号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第81号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計第2回補正予算については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第82号令和5年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第82号令和5年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算については、原案

のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議第83号令和5年度河北町水道事業会計第3回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第83号令和5年度河北町水道事業会計第3回補正予算については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議員発議第5号地域住民の利便性が損なわれない持続可能な地域医療提供体制の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議員発議第5号地域住民の利便性が損なわれない持続可能な地域医療提供体制

の構築を求める意見書の提出については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** 次に、議員発議第6号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議員発議第6号健康保険証を廃止せず存続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決しました。

**○丹野貞子議長** ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

**○森谷俊雄町長** 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員各位には、師走の大変お忙しいところ、去る12月4日に本定例会を招集いたしましてから本日までご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会の審議の中で議員の皆様からいただきました貴重なご意見、ご提案等につきましては、今後の行政運営に反映されるよう努力してまいります。

議員の皆様にはご自愛いただきまして、町勢の発展と住民福祉の向上のため、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

結びに、明年が希望に満ちたスタートの年となりますことをお祈りし、お礼の言葉とさ

せていただきます。

誠にありがとうございました。

**○丹野貞子議長** 以上で本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって令和5年12月河北町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変お疲れさまでした。

午後2時42分 閉会

~~~~~  
会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和5年12月

河北町議会議長 丹野貞子

河北町議会署名議員 安達智勇

河北町議会署名議員 安孫子真弥